

別記

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 受託者（以下「乙」という。）は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報適正に取り扱わなければならない。

（秘密保持の義務）

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

（収集の制限）

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第4 乙は、相馬市（以下「甲」という。）の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（安全管理）

第5 乙は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要な措置を講じなければならない。

（複写・複製の禁止）

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（再委託の禁止）

第7 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を第三者に委託してはならない。

（返還及び破棄の義務）

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、個人情報が含まれるものを破棄するときは、個人情報が判別出来ないよう必要な処置を施したうえで破棄しなければならない。

（事故発生時等における報告及び対応の義務）

第9 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(契約の解除、公表措置及び損害賠償義務)

- 第10 甲は、乙が個人情報取扱事項に掲げる義務に違反し、又は義務を怠った場合は、この契約を解除することができる。
- 2 前項の場合において、甲は、その事実を公表することができる。
- 3 第一項の場合において、甲が損害を受けたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。契約期間満了後も同様とする。

(監査・検査への協力等)

- 第11 甲は、乙が当該業務に関する事務の処理に伴う個人情報の取り扱いについて、個人情報取扱特記事項に基づき、必要な措置を講じていることを確認するため、乙に報告を求めることができる。
- 2 甲は、乙に通知し、個人情報の管理状況について監査・検査を実施することができる。再委託先についても同様とする。